

尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議傍聴取扱要領

1 目 的

この要領は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 市民への周知

推進会議の開催に当たっては、尼崎市のホームページ上への掲載等の方法により市民へ周知する。

3 傍聴の手続等

- (1) 推進会議の会議を傍聴しようとする者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり推進会議傍聴券交付申込書（別記様式。以下「傍聴券交付申込書」という。）に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券交付申込書の受付は、会議当日の開催時刻 10 分前から先着順により行う。ただし、開催時刻 10 分前の時点で、傍聴希望者の数が傍聴席の数を超えるときは、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決するものとする。
- (3) 開催時刻 10 分前以降の傍聴申込者は、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。
- (4) 傍聴席の数は、10 席を限度として、推進会議の開催場所の規模等を勘案して座長が決める。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従うものとする。
- (6) 前 5 号の規定にかかわらず、報道関係者で座長が認めるものは、推進会議を傍聴することができる。

4 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

5 傍聴することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、推進会議を傍聴することができない。
 - ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - エ はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

カ その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認めた者

- (2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと座長が認めた場合はこの限りでない。

6 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批評を加えないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食をしないこと。

オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

- (2) 座長は、傍聴人が前号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

- (3) 傍聴人は、公開しないこととされた案件が議事となった際は、直ちに退場しなければならない。

付 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。